

コースの消失による贈与の失効：ベルギー破毀院判決を手掛かりとして

森山，浩江
九州大学大学院法学研究科博士課程

<https://doi.org/10.15017/1993>

出版情報：法政研究. 60 (3/4), pp.71-86, 1994-03-25. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：



コーズの消失による贈与の失効

——ベルギー破毀院判決を手掛かりとして——

森 山 浩 江

はじめに

一 本判決の事案および判決

二 検 討

おわりに

はじめに

本稿は、ベルギー破毀院一九八九年一月一六日判決⁽¹⁾を手掛かりとし、恵与におけるコーズ(Cause)概念を具体的な事例を通して検討することを目的とする。

フランス民法におけるコーズ理論及び恵与(liberalité)のコーズ概念については以前別稿⁽²⁾において取り上げたが、

裁判例に現れる実際の事案の検討を通じて、恵与のコーズ概念を具体的かつ現実的な側面から考察すること、それもあるべく最近の重要判例を通してそれを行うことができると考えていた。本稿で紹介・検討するベルギー破毀院判決(以下、本判決という)は、筆者のそのような望みに適うものである。フランスの判例ではないが、フランスとベルギーの民法典は共通の規定を多く持っており、両者は相互に影響し合う関係にある。ベルギー民法は、ベルギーがフランスの領土であった時代に施行されたナポレオン法典がその後も維持され、それに部分的に改正が加えられる形で今日に至っているからである⁽³⁾。コーズ理論について定める条文には全く修正が加えられておらず⁽⁴⁾、本件を両国の民法に共通するコーズ理論に関する具体例として引くこと大きな問題はないものと思われる。

本判決は恵与のコーズに関するものとしては比較的新しく、事案としても、子の配偶者への贈与、また相続税対策の目的を持った贈与であるなど、わが国の贈与にも共通する要素を持っており興味深い。まず事案・判決を紹介し、前記拙稿と重複する部分もあるがコーズ概念につき簡単に説明を加えた上で、本判決の検討を通じて多少なりと

も惠与のコースズ概念の具体的な像を明らかにすることを試みる。

- (1) *Revue Critique de Jurisprudence Belge*, 1993, pp.73 et s.
- (2) 拙稿「惠与における『目的』概念——コースズ理論を手掛かりに——」九大法学六四号一頁以下(一九九二年)。
- (3) Hanssens, 《Le code civil en Belgique》*Le code civil (Livre du centenaire 1804-1904)*, t. 2, 1904, pp.681 et s.
- (4) 後述、七八頁訳注5参照。

一 本判決の事案および判決

(一) 事案

Xは、一九七四年と一九七七年に計二つの不動産を購入した。その際、不動産の用益権についてはXとXの妻Aの名義とされ、一方の配偶者が死亡した場合には生存配偶者は先死配偶者の用益権の取戻権を持つと取り決めた。そして同時に、当該不動産の所有権(用益権はX・Aに留保されているので虚有権(nue-proprété)である)については、X・Aの息子であるY₁とその妻Y₂の名義とされた。

一九八一年には、妻Y₂側の有責原因によりY₁・Y₂の離婚が言い渡された。Aがその後まもなく死亡したため、唯一人の用益権者となったXは、Y₁とY₂を相手どり、虚有権の贈与の失効(caducité)あるいは撤回(révocation)を求め、ユイ(Huy)第一審裁判所へ訴えたが敗訴し(第一審の内容は不明)、リエージュ(Liège)控訴院へ控訴した。

Xは、「贈与の推進的かつ決定的なコースズ(à cause impulsive et déterminante)」は、贈与者の死亡時に相続税の納税において法律により定められた最も有利な税率が両受贈者に適用されるようにすることであつたが、このコースズはY₁とY₂の婚姻の解消により相続税を払うべき地位になくなったY₂に対してはその効果を持ち得ないので、本件贈与は民法一一三一条(コースズに関する規定)により無効にされるべきであると主張した。さらに予備的請求として、本件贈与の「推進的かつ決定的なコースズ」は、納税上の利益が得られる時点すなわち贈与者の死亡時においてもなおY₁・Y₂が夫婦であるという条件によつてのみ保たれ得たものであり、本件贈与が民法一一〇八条・一一三一条によつて無効とはならないとしても、民法九〇〇条(贈与・遺贈の不法・不道徳な条件・負担に関する規定)以下によつて撤回

されるべきであると主張した。

控訴院は、贈与のコースが納税上の理由にあること自体は否定しなかったが、Xの主張を退けた。その理由は、Y₂は本件不動産の購入時には形式的名義人（*personne interposée*⁽³⁾）であったが、Aの死亡時にはすでに相続税の納税義務者ではなかったため、本件贈与のコースは、Y₁・Y₂の婚姻の破綻によつて存在しなくなるほどまでには、あるいは現実との齟齬が生じたコースになるほどまでには変質しておらず、一一〇八条・一一三一条に基づく無効の問題ではない、ということである。また、贈与は婚姻関係の維持という条件附でなされたという論拠による予備的請求については、この解除条件が当事者によつて意図されたものであったということが証明されないかぎり、婚姻関係の停止があつたからといって贈与の失効を推定することはできないと判断した。

Xは破毀院に上告し、それについて判断を下したのが本判決である。

(二) 破毀院第一法廷一九八九年一月一六日判決

本判決の要旨は、以下の二点である。

1. 生前の、あるいは遺言による恵与のコースは、専ら処分者の恵与の意図（*intention liberale*）にあるのではなく、動機のなかでも、主に処分者の心を支配し、処分者に贈与あるいは遺贈をするよう導いたものにある。

2. 贈与者の意思とは無関係な出来事の結果、贈与の決定的な理由が欠落すなわち消失するに至るときに、もし、この処分行為の文言自体あるいは処分者の意思解釈からして、処分者を恵与に導き、しかもそれなしには恵与の存在理由がなかったであろう状況を当該恵与と切り離しては考えられない場合、事実審の裁判官はこの恵与が失効していることを確認することができる。

次に判決の全訳を記し、関連条文は訳注において紹介する。

「一九八七年一月一八日にリエージュ控訴院が下した原判決をみるに、

憲法九七条違反^(訳注1)をいう上告理由第一点について、

原判決は、本件贈与のコースは、当事者に将来課されるであろうと思われた相続税を軽減することを目的とする納税上の動機に存在していたということを認めつつ、それでもなお、贈与のコースは、Y₁・Y₂間の婚姻の紐帯の破綻と

いう事実により変質することはなかったとする。その理由は、『Y₁は、財産取得の時には彼の母親Aの法定承継人(successeur legal)^(訳注2)であり、Aの死亡時には相続人(héritier)^(訳注3)であったのに対し、Y₂は、推定承継人(successible)^(訳注3)の配偶者という地位において、財産購入時の形式的名義人と推定されるにしても、Aの死亡時にはすでにその地位に^(訳注4)なかった。したがって、(相続税法)九条による擬制はこの者にはすでに適用され得なかった』こと、『それらの処分行為の締結時に追求された納税上の状況は、全く逆に、Aの死亡時には変質していなかった。したがって、本件贈与は民法一一〇八条と一一三一条^(訳注5)を根拠に無効でありかつ効果のないものとは宣言されえない。』ということである。

しかしながらXは次のように主張したのであって、その申立に対しては、以上の判決理由によっても、また原判決の他のいかなる判決理由によっても、回答されていない。すなわち、『語の法的意味におけるこのコースは、受贈者間に離婚がなされているため、被告Y₂に対しては惠与の効果を決して生じさせない。そして、Y₂は、自らが相続税の納税義務者となることはないし、後得財産(acquets)の持分権者としての資格によつて納税義務者となることもあり

えない。したがって、離婚がY₂の有責原因によつて判決されたからには、贈与の際に贈与者によつて望まれ追求された動機は、Y₂のフォート(faute)により、その効果を欠くに至る。』したがって、原判決はXの申立に回答を与えておらず、その判決を適切に理由付けていない。

Xは、当時は夫婦で現在は離婚しているY₁らに対して与えたユイとリエージュに在る不動産の虚有権の贈与は失効(caducues)したと申し立て、第二審の主請求として、この贈与の『推進的かつ決定的なコース』は、贈与者の死亡時に相続税の納税において法律により定められた最も有利な税率が両受贈者に適用されるようにするという納税上の理由であったと主張した。言い換えれば、当該贈与のコースをなすこの『納税上の理由』は、Y₁らの婚姻という状態を考慮してのみ理解し得るものであり、したがって、Y₂の有責原因によつて認められた離婚の効果により、そのコースは消失したと主張していた。

この第一の抗弁について、原判決は、『このコースは、Y₁・Y₂間の婚姻による紐帯の破綻という事実により、不存在あるいは現実との齟齬が生じたコースとなる程までには変質しなかった』と判示する理由として、『反証の無い限

り、相続税法典九条による法定の擬制が適用されるためには、その受益者 (personne gratifiée) または受益者と推定される者は、死者の相続人・受贈者・受遺者であるかまたは民法典九一条最終項及び一一〇〇条^(訳注6)の意味での形式的な名義人とみなされる者でなければならず、…本件の被告Y₁は不動産取得時にはその母親Aの法定承継人であつて、死亡時には相続人であつた。他方、本件の被告Y₂は推定相続人の配偶者という地位において不動産購入時において形式的名義人と推定されていたが、A死亡の日にはもはやその地位にはなく、したがつて、相続税法九条の擬制はもはやY₂には適用し得ないものであつた。だが、それらの処分行為の締結の際に追求された納税上の状況は、全く逆に、死亡の際には変質しておらず、したがつて、一九八六年七月三日の控訴の申立において先に請求されていたように、贈与は民法一一〇八条と一一三一条に基づき無効かつ効果のないものとは宣言されえない』と言ひ渡した。

この言明からすれば、控訴院の評価によると、要点を言へば、財産処分時には形式的名義人と推定されたY₂は、Xの配偶者でかつY₁の母であつたAの死亡の日には、この死亡前に行われた離婚のためもはやその地位にはなかつたと

いう理由では、贈与がなされた時点において贈与のコースであつたとXが主張する『納税上の理由』が、Y₁・Y₂間の離婚の効果によつて『不存在あるいは現実との齟齬が生じる程に』変質することはなかつた、ということになる。

Xが控訴理由により主張していたのは、この離婚によつて、Y₂はいかなる資格においても、元義母であるAの死亡を原因とする相続税の納税義務者ではもはやありえず、その結果として、ユイとリエージュに在る不動産の虚有権の贈与を支配していた『納税上の理由』は、もはや決してY₂に対して効果を生じ得なかつたであろうということであり、したがつて、控訴院はその申立には回答を与えなかつたことになる。

上告理由の第一には根拠があると認める。

民法一一〇八条および一一三一条違反、および主に一〇八八条、一五九二条、一七二二条、一七四一条、一八六五条、一八六七条^(訳注7)により認められている、法律行為のコースあるいは目的 (objet) の消失の場合の失効に関する一般原則の違反に関する、上告理由の第二については、

原判決は、次のような理由で、コースの失効事由は法律によつて制限的に列挙されているものとした。『立法者

は、贈与の後、贈与を動機付けた婚姻が成立しなかった場合の贈与の失効事由をはっきりと定めた(民法一〇八八条)。離婚の場合には、後になって解消されることになった婚姻を考慮してその贈与がなされたということが人間関係から及び一定の側面から推測されるような贈与の(失効の)原因が、この法規定に付加して演繹されるであろう。だが、婚姻の紐帯の停止の場合に、そのような贈与の失効を推定することはできない。』と。

しかしながら、第一に、それ自体有効になされた法律行為は、その締結の後にコトズが消失した場合に失効し、この失効は、主に民法一〇八八条、一五九二条、一七二二条、一七四一条、一八六五条および一八六七条によって定められている。これらの原則は贈与に適用される。したがって原判決は、『法規定に付加して、離婚の場合には、贈与の失効の原因が演繹されるであろう』と判断したことにより、法律行為のコースの消失による失効の一般原則を誤って解していることが分かる(主に一〇八八条、一五九二条、一七二二条、一七四一条、一八六五条、一八六七条により定められている、法律行為のコースあるいは目的(course)の消失による法律行為の失効の一般原則違反)。

第二に、コトズは契約の本質的要素である。コトズは当事者の決定的な動機として理解されるべきである。また、契約締結の際に当事者の心を動かした動機が、契約の形成後に、債務を負う者の意思のみに依存することのない出来事によって消失する時、契約はそのコースの失効によって解消されるものとみなされなければならない。したがって、婚姻という状態および将来ありうる相続税の徴収に婚姻が及ぼす影響を考慮してなされた贈与は、婚姻の紐帯の停止の場合には失効することになる。また、原判決は、婚姻を考慮してなされた贈与の効力は、婚姻の紐帯の停止により失われぬ、とした判示の法的根拠を示していない(上告理由第二に示された全ての規定の違反)。

本理由の全体に関して、

生前の、あるいは遺言による恵与のコースは、専ら処分者の恵与の意図にあるのではなく、動機のなかでも、主に処分者の心を支配し、処分者を贈与あるいは遺贈をするよう導いたものにある(要旨第一点)。また、贈与者の意思とは無関係な出来事の結果、贈与の決定的な理由が欠落すなわち消失するに至るときに、もし、この処分行為の文言自体あるいは処分者の意思解釈からして、処分者を恵与に導

き、しかもそれなしには惠与の存在理由がなかったであろう状況を当該惠与と切り離して考えられない場合、事実審の裁判官はこの惠与が失効していることを確認することができる(要旨第二点、傍線筆者)。

Xは、第二審の予備的請求として、贈与の維持は、贈与の後、Y₁とY₂の婚姻状態の持続次第であったとし、贈与の『撤回あるいは解除』を求めた。

原判決は、『贈与者は贈与を条件ないし負担(conditions-charges)にかからしめることができ、それらは必ずしも受贈者に課せられた給付である必要はないが、その遵守が契約法規によつて課されるものであればよく、そして、当該条件(condition)が不法であると非難されえない限り、特に、離婚を理由として贈与を失効させるような約定は禁じられていない』と述べた後、Xの抗弁を次のような理由で退けた。『離婚の場合には、後になつて解消されることになつた婚姻を考慮してその贈与がなされたということが人間関係から及び一定の側面から推測されるような贈与の失効の原因が、この法規定に付加して演繹されるであろう。だが、婚姻の紐帯の停止の場合に、そのような贈与の失効は推定され得ない。』

これらの言明から、控訴院の評価では、贈与の失効は、当該行為における明示の約定、あるいは法律による規定、例えば、もし婚姻が成立しなかった場合、婚姻のためになされたあらゆる贈与は効力を失うと定めている民法一〇八八条の場合のような規定からしか生じ得ないとされているように推測される。したがつて、このような厳格すぎる言明によつては、控訴院はその判断に法的な根拠を与えていない。

したがつて、上告理由の第二は理由があると認める。

以上の理由により、破毀院は原判決を破棄する。破棄された原判決の欄外に本判決を記載しよう命ずる。訴訟費用については、事実審裁判官によつて裁定されるべく、これを留保する。本件をブリュッセル控訴院に差し戻す。」

(1) ベルギーの現在の税法については条文が手に入らず、ここに引用できなかったことをご海容いただきたい。なお、以下の検討において、本件に関連する相続税法の条文の内容についてはドゥ・パーシユの概説書(Henri de Page, *Traité élémentaire de droit civil belge*, t. 8, vol. 1, 2^e éd., 1962)の相続税法に関する部分(n^{os} 68 et s.)及び本判決文と本判決の評釈(後掲、八五頁注7)を参考にし

た。

(2) Y_2 は、 X の相続人ではないので、本来相続税の納税義務者ではないが、本件のような場合、 Y_1 との関係における形式的名義人(本件では Y_1 の配偶者、七八頁注3参照)という地位において納税義務者となりうる。後述、七八頁注4参照。

(3) 本判決においては、相続税法との関連で、民法九一条・一一〇条(訳注6参照)における意味での形式的名義人である(De Page, *op. cit.*, nos 75 et 76)。

(訳注1) Art. 97, Constitution belge : « Tout jugement est motivé. Il est prononcé en audience publique. »

(訳注2) « successeur」という言葉は「相続人(héritier)」、受遺者(légitaire)」、例外的承継人(successeur irrégulier)を含む「héritier」よりも広い意味を持つ(De Page, *Traité élémentaire de droit civil belge*, t. 9, 1946, n°1)。本判決文における« successeur légal »は「相続開始までの状況の変化の可能性を見込んだ、推定相続人に近い意味で使われていると思われる。」

(訳注3) « successible」とは「相続人、受遺者、受贈者を含む(De Page, *op. cit.*, t. 8, vol. 1, n° 75)。」

(訳注4) ベルギーの相続税法は、相続による権利移転のみならず、相続を見越して行われるが贈与税の対象には入らないようなある種の生前行為による権利移転も対象としており、本件のように、被相続人となるべき者の出捐により

不動産が取得されたにもかかわらず、推定相続人や、その者との関係で形式的名義人とみなされる者の名義とされ、利益権のみが財産取得者のもとに留保された場合もそれに含まれ、贈与税ではなく、相続税の課税の対象となる。この行為が偽装贈与と推定されることが、ここにいう「九条による擬制」であろう(*ibid.*, nos 68 et s.)。

(訳注5) ベルギー民法一一〇八条及び一一三一条〜一一三条はコースに関する条文であるが、フランス民法一一〇八条及び一一三一条〜一一三三条と全く同じである。以下に原文及び邦訳を掲げておく。なお、邦訳は『現代外国法典叢書(一六) 佛蘭西民法 [III] 財産取得法(二)』(田中周友執筆部分、有斐閣、一九五六年)による。

Art. 1108 : « Quatre conditions sont essentielles pour la validité d'une convention :

Le consentement de la partie qui s'oblige ;

Sa capacité de contracter ;

Un objet certain qui forme la matière de l'engagement ;

Une cause licite dans l'obligation. »

Art. 1131 : « L'obligation sans cause, ou sur une fausse cause, ou sur une cause illicite, ne peut avoir aucun effet. »

Art. 1132 : « La convention n'est pas moins valable, quoique la cause n'en soit pas exprimée. »

Art. 1133 : « La cause est illicite, quand elle est prohibée

par la loi, quand elle est contraire aux bonnes mœurs ou à l'ordre public.》

一一〇八条 「次ノ四条件ハ合意ノ有効性ニ対スル本質的ナルモノナリ

義務ヲ負フ当事者ノ承諾

其ノ契約締結ノ能力

拘束ノ内容ヲ構成スルモノノ確定セル対象

債務関係ニ於ケル適法ナル原因」

一一三一条 「原因無キ、或ハ虚偽ノ原因ニ基キ、或ハ不法ノ原因ニ基ク債務関係ハ、何等ノ効果ヲモ有スルコトヲ得ズ」

一一三二条 「合意ハ、仮令其ノ原因ガ之ニ表示セラレザルトキト雖モ、有効ナルコトヲ減ゼラルコトナシ」

一一三三条 「原因ハ、法律ニ依リテ禁ゼラレタルモノナルトキ、善良ナル風俗又ハ公ノ秩序ニ反スルモノナルトキハ、不法ナリ」

(訳注6) ヘルギー民法九二一条及び一一〇〇条も、フランス民法九二一条、一一〇〇条と全く同じである。以下に原文を紹介する。

Art. 911 : 《Toute disposition au profit d'un incapable sera nulle, soit qu'on la déguise sous la forme d'un contrat onéreux, soit qu'on la fasse sous le nom de personnes interposées.

Seront réputés personnes interposées les père et mère, les enfants et descendants, et l'époux de la person-

ne incapable.》

Art. 1100 : 《Seront réputées faites à personnes interposées, les donations de l'un des époux aux enfants ou à l'un des enfants de l'autre époux issus d'un autre mariage, et celles faites par le donateur aux parents dont l'autre époux sera héritier présomptif au jour de la donation, encore que ce dernier n'ait point survécu à son parent donataire.》

(訳注7) 一〇八八条は婚姻のためになされた生前贈与に関する規定、一五九二条は売買における価格の決定に関する規定であり、文頭の《三》は価格 (prix) を指す (一五九一条参照)。一七二二条と一七四一条は賃貸借契約 (contrat de louage) の目的物の滅失に関する規定、一八六五条、一八六七条は組合の終了原因に関する規定である。後二者を除いては、フランス民法の同条と全く同じである。以下に原文を紹介する。

Art. 1088 : 《Toute donation faite en faveur du mariage sera caduque, si le mariage ne s'ensuit pas.》

Art. 1592 : 《Il peut cependant être laissé à l'arbitrage d'un tiers ; si le tiers ne veut ou ne peut faire l'estimation, il n'y a point de vente.》

Art. 1722 : 《Si, pendant la durée du bail, la chose louée est détruite en totalité par cas fortuit, le bail est résilié de plein droit ; si elle n'est détruite qu'en partie, le preneur peut, suivant les circonstances, demander ou une

diminution du prix, ou la résiliation même du bail. Dans l'un et l'autre cas, il n'y a lieu à aucun dédommagement.》

Art. 1741 : 《Le contrat de louage se résout par la perte de la chose louée, et par le défaut respectif du bailleur et du preneur de remplir leurs engagements.》

Art. 1865 : 《La société finit,

1° Par l'expiration du temps pour lequel elle a été contractée ;

2° Par l'extinction de la chose, ou la consommation de la négociation ;

3° Par la mort naturelle de quelqu'un des associés ;

4° Par l'interdiction ou la déconfiture de l'un d'eux ;

5° Par la volonté qu'un seul ou plusieurs expriment de n'être plus en société.》

Art. 1867 : 《Lorsque l'un des associés a promis de mettre en commun la propriété d'une chose, la perte survenue avant que la mise en soit effectuée, opère la dissolution de la société par rapport à tous les associés.

La société est également dissoute dans tous les cas par la perte de la chose, lorsque la jouissance seule a été mise en commun, et que la propriété en est restée dans la main de l'associés.

Mais la société n'est pas rompue par la perte de la chose dont la propriété a déjà été apportée à la

société.》

二 検 討

(一) まず、コース理論につき簡単に説明する。

ベルギー民法典が、契約の有効要件を定める一一〇八条において承諾(consentement)・契約締結能力(capacité de contracter)・目的(objet)の三つに加えてコースを挙げ、

一一三一条〜一一三三条によりコースについて定めていることについては、フランス民法典といささかの違いもない⁽¹⁾。コースは複雑な沿革を持つ概念であるが、民法の歴史を共有するフランスとベルギーの間では、コース理論について学説が相互に引用されており、議論状況に大きな違いはないとみてよさそうである⁽²⁾。

フランス・ベルギーの一般的な学説によれば、コース理論は次のように説明される⁽³⁾。民法一一〇八条により、コースは契約の有効要件の一つとされる。コースの定義として様々な言葉が使われるが、一般に、当事者が契約をするに至る原因すなわち目的(but)であると考えられている。コース概念は、その機能において二面的に説明される。一

つは、客観的コース(あるいは抽象的コース)と呼ばれるもので、契約の種類により定まる。双務契約を例にとると、相手方のなす反対給付を得るという目的がコースである。

もう一つは、主観的コース(あるいは具体的コース)と呼ばれるもので、契約の種類にかかわらず、推進的かつ決定的な動機 (*mobile impulsif et déterminant*) である。前者によつては当事者間の衡平が、後者によつては契約の合法性・道徳性が担保される。

(二) コース理論は、条文では契約についてのみ定められているが、遺贈など契約以外の法律行為にも適用されることが学説・判例により認められている⁽⁴⁾。しかし、無償行為たる惠与の客観的コースに関しては、他の法律行為の場合とは異質な問題が存する⁽⁵⁾。有償双務契約における債務者と異なり、惠与における債務者は反対給付を受けることなくして債務を負うからである。双務契約においては反対給付とされる客観的コースは、惠与においては、惠与の意図 (*intention liberale*)、つまり対価を受け取らずに相手方に財を与える意思であると一般に説明される。しかしこの定義は、かつてのコース不要論者による指摘のとおり、コースの存在・不存在が問われるような場合において実質的な

存在意義をほとんど持たない。惠与の意図は、實際上、惠与の承諾 (*consentement*) と違いがなく、承諾は惠与が存在する限り必ず存在するからである。

したがって惠与においては、他の法律行為の場合と比べ、「推進的かつ決定的な動機」たるコースがより大きな役割を果たすことになる。つまり、コースの不法性あるいは不道徳性が問われる時のみならず、コースの存在が問われる場合にも「推進的かつ決定的な動機」の概念は広げられ、惠与のコースは惠与の意図だけでは説明できないものと認められてきた⁽⁶⁾。ベルギーでは本判決により、判例上初めて惠与のコースが明確な言葉で定義された⁽⁷⁾。すなわち、惠与のコースは惠与の意図のみにあるのではなく、「主に処分者の心を支配し、処分者を贈与あるいは遺贈をするよう導いたところの動機 (*mobile qui l'a inspiré principale-ment et qui l'a conduit à donner ou à léguer*)」にあると明確に示されたのである。

(三) 本事案において贈与のコースとされたものは具体的には何であったのか、検討してみることにする。

Xがコースとして主張するのは、「贈与者の死亡時に相続税の納税において法律により定められた最も有利な税率

が両受贈者に適用されるようにするという納税上の理由」であり、控訴院は、コースが「当事者に将来課されるであろうと思われた相続税を軽減することを目的とする納税上の動機に存在していた」と認めた。

Xは、自分の出捐で購入した二件の不動産につき、用益権についてはX夫婦に留保し、所有権については息子夫婦 $Y_1 \cdot Y_2$ の名義とした。X名義の登記を経なかったと思われるこの所有権設定が、 $Y_1 \cdot Y_2$ 夫婦への虚有権の贈与とされる。相続税法九条により、このような生前行為は相続税の課税対象となるようであるが、⁽⁸⁾もし贈与税率の方が相続税率より高いのであれば、通常の贈与を行うよりも虚有権贈与にした方が、納税義務者にとっては有利である。いずれにしても相続が開始すれば相続税は課税されることになるが、相続税法一二条によって、用益権が被相続人により実際に享受されていたことが立証されると相続税の課税額算出の基礎が減額されるため、実質的にはこの利益が贈与者の念頭にあつたようである。⁽⁹⁾いずれにしても、本件虚有権の生前贈与は、納税における $Y_1 \cdot Y_2$ の利益を考慮しての処分であつたとみられ、Xがコースとして主張する「納税上の理由」、及び控訴審によってコースと認められた「納税

上の動機」とは、この考慮を指す。破毀院も、控訴審のこのようなコースの認定については特に問題としていない。このような形で認められたコースであるが、それが消失したかどうかについては、控訴院と破毀院で判断が分かれる。

虚有権設定の四年後の一九八一年(第一の不動産については設定より七年後の可能性もある)に、 Y_2 の有責原因により $Y_1 \cdot Y_2$ の離婚が言い渡され、それによって、 Y_2 は本件不動産の推定相続人である Y_1 の配偶者という地位を失う。従って、本件贈与によって $Y_1 \cdot Y_2$ に課される税額を減らそうという目論見も、少なくとも Y_2 に関しては意味のないものとなつた(Y_1 については税法の規定によっては依然として利益がある場合も考えられるが定かではない)。

しかし原判決は、コースである「納税上の理由」は、 $Y_1 \cdot Y_2$ の婚姻の破綻によって存在しなくなるほど、あるいは現実との齟齬が生じたコースになるほどまでには変質しなかつたとする。その理由はあまり明確とはいえないが、要するに、 $Y_1 \cdot Y_2$ が負担すべき相続税の軽減を図ることがコースであるならば、 $Y_1 \cdot Y_2$ の婚姻の破綻によって Y_2 は相続税の納税義務者たる地位をのがれるのであるから、そも

そもY₂の負担を軽減するという意味でのコースは、存在しなくなるか、あるいは現実との齟齬が生じたものになるほど（つまり税負担が軽減されないか、逆に増加するなどの状態にまでは）変質しなかった、と考えるのであろう。

これに対して破毀院は、原判決はXの主張に回答を与えておらず、その判断を法律上正当化していないとし、本件との関連では、婚姻という状態および将来ありうる相続税の徴収に婚姻が及ぼす影響を考慮してなされた贈与は婚姻の紐帯が停止した場合には失効することになる、と判断を示した。結果的に、破毀院は本件贈与のコースの消失を認めたことになる。

（四）しかしながら、本件でコースとされた「納税上の理由」は、コース概念の本来の意味に合致する「推進的かつ決定的な動機」たりえるのであろうか。

そもそもコースは、概念の歴史的な展開から鑑みるに、法律行為を行う者がなぜ債務を負うかということ合理的に説明するものである。したがって、「推進的かつ決定的な動機」という言葉もその脈絡において理解されるべきであり、安易に動機という言葉に重きをおいて意味を拡げるべきではない。⁽¹⁰⁾ 確かに、反対給付の存在しない恵与におい

ては特に、債務負担の合理的な理由を個別具体的な事情に見出だす他はないが、それは、恵与の背景となった事情の全てがコースすなわち「推進的かつ決定的な動機」となりうるということではないのである。

これを本件について見れば、コースとされた「納税上の理由」は相続税の負担軽減という受贈者の利益であるから、それだけでは贈与者XがY₁・Y₂に対してなぜ見返りもなく債務を負ったかということの合理的な説明にはならず、本件贈与の背景となった事情の一つではあってもコースとは言えない。コースの本来の意味に立ち戻り、債務負担の合理的な理由を考えると、Y₁に対しては親子というつながりが、Xの債務負担を説明しうるであろう。そして、Y₂について、判決中に現れる限られた事実関係からXの債務負担の意思を支えうる事実を見出だすとすれば、それはY₂がXの子Y₁の配偶者であるという人的な紐帯である。Y₂にその地位を通じてしかXとのつながりがなかったとすれば、XはY₂がY₁の配偶者であるからこそY₂を受益者に加えたことは客観的に明白であるし、Y₂が離婚によりその地位を失った時、Xが自分がなした恵与の効果が生じることに不合理さを感じるのは当然であろう。

したがって、債務者Xがなぜ債務を負ったかを合理的に説明すべき本件贈与のコースは、 Y_2 に関しては、 Y_1 、配偶者の地位にある Y_2 に不動産の虚有権及び相続税の支払いにおいての利益を得させるということであったと考えられる。コース概念の本来の意味をふまえた上で本件の解決を図るならば、このコースが $Y_1 \cdot Y_2$ の離婚により消失し、その結果として贈与が効力を失うという構成をとるべきであり、それは本件の事実関係から見ても、コースを「納税上の理由」とするより説得力のある解決であろう。

(五) ある具体的な事案において、多種多様な事情の中で何がコースであるのか、言い換えれば、恵与をするよう恵与者を導いた数々の要因の中で何が「推進的かつ決定的な動機」と言える程のものであるのかを見極めるのは、往々にして困難である。しかし、コース概念の沿革に基づいた本来の意味に立ち戻り、恵与者がなぜ見返りもなく債務を負ったかということ合理的に説明するものが恵与のコースであると考えれば、コースとその他の諸事情との区別は、自ずと明らかになるう。

本件のような事例を単純化して親(甲)から子(乙)の配偶者(丙)への贈与の場合を考えても、他に甲と丙との間に

甲に贈与を決意させるような事情が存しない限り、丙が甲の子乙の配偶者であるという人的な紐帯があるからこそ甲は丙に対して債務を負担したことは明らかであるし、その場合乙と丙との離婚によりそのようなコースが消失すると認めることも困難ではない。本件のように相続を見越して贈与がなされ、相続税の軽減や、その他登記手続の簡略化などの目的があったとしても、それはコースではなく、贈与の背景となった一事情にすぎないことに注意すべきであろう。

(1) 前述、七八頁注5参照。

(2) ベルギー古法はフランス古法と起源を同じくしていたため、ナポレオン法典がベルギーに持ち込まれた時にも混乱はなかったとされる (Hanssens, *loc. cit.*)。このことから、ナポレオン法典以前のコース理論の展開も両国に共通しているものと思われる。

(3) フランスの学説については前掲拙稿第一章第一節参照。ベルギーの学説につき以下の文献を参照。De Page, *Traité élémentaire de droit civil belge*, t. 2, 1934, n° 471 et s.; René Dekkers, *Précis de droit civil belge*, t. 2, 1955, n° 77.

(4) P. Van Ommeslaghe, «Observations sur la théorie de

- la cause dans la jurisprudence et dans la doctrine moderne), *Revue critique de jurisprudence belge*, 1970, p.330.
- (5) 惠与のコースについて前掲拙稿第二章第一節参照。
- (6) J. Patarin, «Successions et libéralités», *Revue trimestrielle de droit civil*, 1986, p.397 ; Cour de cassation française, 1^{re} chambre civil, 14 mai 1985, *Répertoire Dèfrénois*, 1985, art. 33636, n° 109 ; Cour de cassation belge, 1^{re} chambre, 13 nov. 1969, *Revue critique de jurisprudence belge*, 1970, pp.326 et s. ; Commission des affaires européennes de l'Union internationale du notariat latin, *Régimes matrimoniaux, Successions et Libéralités. Droit international privé et Droit comparé*, t. 1, p.632, n° 187.
- (7) S.J. Nudelhole, «Une donation est-elle frappée de caducité par la disparition de sa cause, survenue postérieurement à la conclusion du contrat ?» *Revue critique de jurisprudence belge*, 1993, p.81.
- (8) 前述、七八頁訳注4参照。
- (9) *Ibid.*, p.79, note (2) ; De Page, *op. cit.*, t. 8, vol. 1, n° 75.
- (10) 前掲拙稿第一章第二節・第三節参照。
- (11) Y_1 についての問題は残るが、控訴院も破毀院も、 Y_1 への贈与と Y_2 への贈与を分けて考えることはしておらず、Xの訴えの内容からみても Y_1 に対しては争う気はなかったようである。理論的には、 Y_1 への贈与は、Xと親子関係とい

う人的な紐帯が存続することについても相続税負担の軽減についても、コースが消失したとは言い難いと思われるが、ひとつの不動産につき夫婦二人に対する一つの贈与契約として考えたため、實際上別々に扱うことが難しかったのであろうか。

おわりに

以上、本判決の具体的事案を通して惠与のコース概念について検討を行った。本判決は、惠与のコースの「推進的かつ決定的な動機」としての拡張された役割を認めたとはいう点でベルギーの今後の判例に影響力を持つものと考えられるが、本件において具体的に認められた惠与のコースについては、コース概念の本来の意味からは外れたものであった。しかし、そのことにより、却ってコースとは何かを考える素材となりえたようにも思われる。本判決の批判的観点からは、コース理論のたどった沿革を考慮に入れないならば、惠与のコース概念は歪められ、惠与の背景となった事情を何でも含みうるようなものとされかねないということが理解されるからである。逆にいえば、コース概

念の本来の意味に照らすことによって、「推進的かつ決定的な動機」たるコースは、単なる動機も含めた他の諸事情とは区別されうるということが、少なくとも本件のような事例については示されたと言えよう。

この検討はフランスおよびベルギーに共通する民法理論という土台の上で行ったものであるが、事例としては、相続税対策としての贈与、配偶者の子への贈与であるという側面において日本にも共通した問題を含んでいる(特に子の配偶者への贈与は珍しくない)。ここで対象とした事例は、わが国における議論との接点として、前記拙稿で検討した目的的惠与の一例として考えることができよう。惠与の効力を失わせるためのその他の理論構成(負担附惠与、動機の錯誤、忘恩行為による撤回、黙示の解除条件、受遺欠格規定の類推適用、事情変更の原則)との関係を考えるに当たっても、興味深い事例である。

本判決については、コース概念自体についての検討を中心としたが、コース理論の枠内における問題は他にもある。主に、コース消失の効果をどのように考えるべきか(本判決では失効)、契約が成立した後のコース消失が契約に与える影響力をどのように考えればいいのか、という

問題があるが、無効・取消など他の概念とも密接に関わってくる重要な問題であり、惠与以外の様々な法律行為も広く視野に入れて考える必要がある。その検討は後の課題とし、本稿の対象は惠与のコース概念の具体例における検証にとどめておくことにする。

付記 本稿は民法法研究会(一九九四年一月二九日、於九州大学)での報告をもとに執筆したものである。